

市町村合併に関する基本的な考え方

平成15年9月定例会市議会の冒頭、小林市長は、市町村合併の議論の必要性および背景や枠組み、合併方式など、市町村合併に関する基本的な考え方を表明しました。

市町村合併議論の必要性および背景

平成の大合併が叫ばれる中、全国的には、1,400を超える市町村が法定協議会に参加して合併問題を議論しています。

先の任意協議会においては、11市町村の枠組みによる法定協議会への移行が白紙となりました。

その後、住民も含め本市に文書などによる合併協議の要望が寄せられたのは、富里市・酒々井町・栄町・下総町・神崎町・大栄町・栗源町・多古町・横芝町・芝山町の1市9町に上ります。

市町村合併は究極の行政改革といわれるように、行政の効率化や行政の質の向上、住民の利便性の向上、地域のイメージアップなどが目的として挙げられます。

また、成田地域においては、地域間競争の時代を迎え、国際空港都市としての格の向上、一体的な騒音対策や土地利用策、空港および周辺地域の潜在力の活用、交通網の整備などの課題への対応の視点からも合併議論の展開が考えられます。

一方、財政力低下に伴い行政サービスなどへの影響が懸念されますが、今後、合併の方向性が確立

し次第、詳しくデータを分析のうえ、財政計画の推計や将来展望を描くとともに、行政全般にわたっての検証を重ね、調整していく必要性があると考えます。

市町村合併については、本市にとつても避けては通れない、大変重要な行政課題の一つであるとの認識の下、6月定例会市議会以降もさまざまな議論・検討を重ねてきました。

その結果として、9月定例会市議会冒頭において、合併に対する本市の基本的な考え方を明示しました。

枠組み

枠組みについては、先の11市町村の枠組みの反省点などを踏まえ、あまりに広すぎる枠組みは多くの財政負担を伴い行政サービスが低下が懸念され、市民の理解は得がたいものと考えます。

本市を中心とする市町村合併を考えるとき、まずは、日常生活圏の一体性について十分配慮する必要があるとします。また、航空機による騒音対策などの共通する行政課題もあり、空港と地域が共存する以上、空港圏としての結び付きも考えられます。

こうしたことから、本市に隣接する「生活圏」と「空港圏」の合致する地域である、成田市・富里市・下総町・大栄町・多古町・芝山町の2市4町を現時点での最大の枠組みとして考えています。

なお、枠組み内の合併協議の方式については、個別協議の場を設定していきたいと思えます。

合併方式

合併の方式については、新設合併と編入合併の二つの方式がありますが、周辺市町と財政状況や行政サービスの状況を比較すると大きな格差があり、一般的に言われているように市町村合併の必然性は周辺市町と比べて高いものとは言えない状況にあります。

こうしたことから、本市にとつて成田市への編入による合併であることは、合併議論を進めるうえでの前提条件です。

取り組みスケジュール

合併議論を展開するタイムスケジュールは、本市としても将来に禍根を残さないよう、また、地域の特性である空港と地域の共生の観点から地域の将来を見据え、合



成田地域2市4町の区域図

市民の意向集約の方法

市町村合併は、自治体の根幹にかかわる重大な行政課題であり、市民・議会の意向を確認しながら取り組むべき問題であることから、的確な情報提供に努めることにも、きめ細かなタウン・ミーティングの開催や市民アンケートなどを実施することにより、市民の意向集約に努めます。

今後も市民の皆様からのご意見やご要望を十分聞き、議会とも連携をとりながら、本市の合併に関する方向性を見いだしていきたいと考えています。

合併による効果と心配ごと

一般的に言われている市町村合併の効果と心配ごとを挙げてみましょう。

効果

住民の利便性の向上

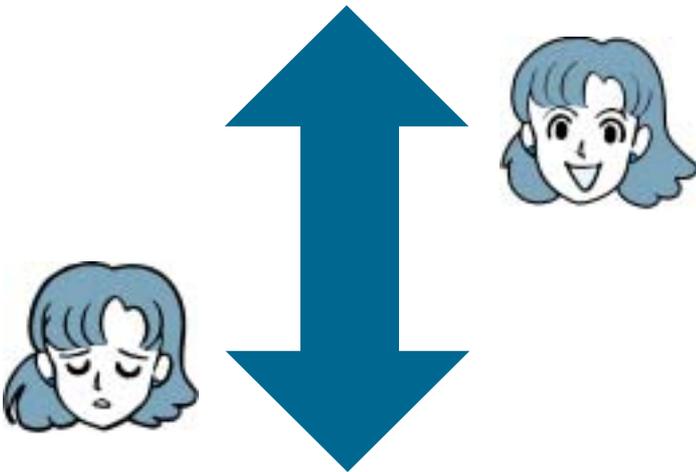
- 住民票交付などの窓口サービスが、勤務地や買い物先の近くで受けやすくなる。
- 近隣の公共施設 図書館・スポーツ施設等 が利用しやすくなる。
- 旧市町村境を越えた学区の見直しにより、近くの小・中学校に通うことが可能となる。

行政の効率化

- 管理部門の効率化が図られ、その代わりにサービス提供などを直接担当する部門等を手厚くすることにより、少ない経費でより高い水準の行政サービスが可能となる。
- 市長・助役・収入役などの特別職や議員、行政委員などの総数が減少し、人件費の削減になる。

地域づくり・まちづくり

- 広域的な視点に立った道路や公共設備の整備、土地利用など効果的なまちづくりが期待できる。
- 環境問題や観光振興など、広域的な調整、取り組みなどを必要とする施策を有効に展開できる。



生活面での心配

- 本庁舎が遠くなり、本庁のみで実施しているきめ細かな行政サービスが受けにくくなるのでは。
- 住民サービスの水準、使用料、手数料に格差があり、サービス低下や住民の負担増が心配されるのでは。

財政面・行政効率での心配

- 財政状況の良い市町村の財政負担が大きくなってしまふのでは。
- 面積が広がることにより、行財政効率低下してしまうのでは。

地域づくり・まちづくり

- 歴史、文化、伝統といった地域の個性が薄れてしまうのでは。
- 中心部(市街地)だけが良くなって周辺部がすたれてしまうのでは。
- これまでのまちづくりの方針や蓄積が失われてしまうのでは。

心配

今、なぜ市町村合併？

市町村が今の形にはほぼ整ったのが、昭和30年ごろの、昭和の大会併といわれた時代であり、当時合併の動きが急速に進みました。

その後、50年近くが経過し、地方分権の推進や少子・高齢化の急速な進展、交通機関の発展や情報通信手段の発達など、市町村を取り巻く環境は、当時とは大きく様変わりしてきています。

そこで、今、また市町村合併の

議論が高まっていますが、その背景として次のようなことが挙げられます。

地方分権の推進

地方分権時代の本格的な到来の中で、「自分たちの地域のことは自分たちで」という自己決定・自己責任の原理・原則を果たすためにも、市町村の行財政基盤・行政体制の強化が求められています。

生活圏の拡大

交通網の整備や交通機関の進展、インターネットなどの情報通信手段の発達やライフスタイルの多様化などにより、住民の日常生活圏は、従来の市町村区域を越えて拡大しています。このような状況の中で、広域的な視点に立ったまちづくりが求められています。

進む少子・高齢化社会

少子・高齢化が急速に進む中、増大する福祉サービスに対する財

政的・人的需要に対処するために、市町村の区域にとらわれない大局的な視野に立った行政運営が必要とされます。

厳しい財政状況

国、地方を通じて、厳しい財政状況の中、行政の効率化は大変重要な課題であり、合併による効果的な行政運営は、行政サービスの維持・向上に役立つこととなります。

このように、市町村合併は、今

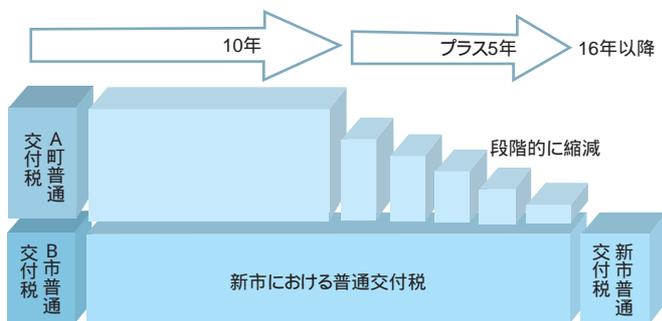
後の行政運営を見極める観点からも、避けては通れない重要な課題となっています。



国の合併支援策には どんなものが？

市町村合併に伴う財政的支援策としては、主に次のようなものがあります。

ただし、この合併支援策が適用となるのは、合併特例法の期限である平成17年3月31日までに合併した場合です（経過措置を含めた新法については、現在地方制度調査会で検討中です）。



普通交付税による措置

合併後、10力年度は、合併がなかったものと仮定して、毎年算定した普通交付税の額が保障されます。さらに、5力年度は激変緩和措置として段階的な縮減となります（上図参照）。

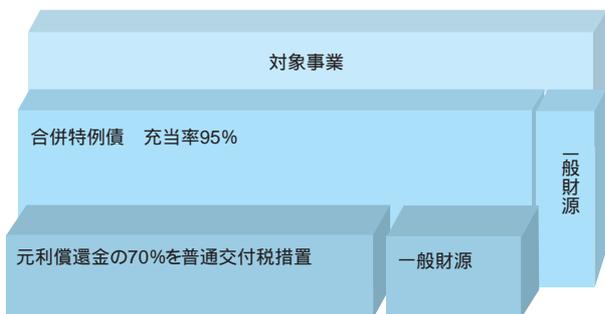
なお、本市に関しては、普通交付税の不交付団体のため、合併後の成田市相当分の普通交付税はありません。

特別交付税による措置

- 合併市町村に対する措置
 - 公共料金格差の調整、公債費負担格差の是正等の確に対応するための経費に対する措置
 - 合併準備経費に対する措置
 - 法定協議会設置等、合併の準備に要する経費に対する措置
 - 合併移行経費に対する措置
 - 電算システムの統合等、市町村の一体性の速やかな確立を図るため、合併前に要する経費に対する措置

合併特例債による財政措置

合併による市町村建設計画に基づく事業や、地域振興などを図るための基金積み立てにかかる経費については、合併後10力年度は当該経費の95%を地方債（合併特例債）をもって財源とすることができ、元利償還金の70%が普通交付税として措置されます。つまり、対象事業の95%相当額までを借入金でまかない、その7割を国が交付税として措置する制度です。したがって、残りの3割については長期にわたり返済していくことになります（左図参照）。



全国および千葉県の合併の動向

現在、市町村合併を協議、検討している市町村の全国および千葉県の動向は次のとおりです。

○ 平成15年7月1日現在、全国で法定協議会を設置している市町村は、442(45・3%)を

数え、また、任意協議会を設置しているのは、592市町村(18・6%)となっています（下表参照）。

○ 平成11年から15年9月1日までの間、市町村合併により全国で新たに29の新市町が誕生しています。千葉県でも、ことし6月6日に野田市と関宿町が合併しました。

合併協議会の総数 (研究会等を含む)

	全国
設置総数	730
構成市町村数	2,564
全市町村に対する割合(%)	80.5

法定協議会

	全国	千葉県
法定協議会設置数	357	10
構成市町村数	1,442	45
全市町村に対する割合(%)	45.3	57.0

法定協議会とは、地方自治法第252条の2の規定により設置される法定の合併協議会のことです。法定協議会では、合併の是非を含め、合併に関するあらゆる事項の協議を行います。

任意協議会

	全国
任意協議会設置数	160
構成市町村数	592
全市町村に対する割合(%)	18.6

任意協議会とは、文字どおり任意に設置されるもので、協議する内容や範囲は特に法定されていません。位置付けとしては、法定協議会への移行前の準備会としての意味合いが強いものです。

全国の動向は平成15年7月1日現在、千葉県の動向は同日現在です。